

1. 佐倉市健やかまちづくり推進委員会条例

平成十七年三月二十四日

条例第十三号

改正 平成一九年 三月一六日条例第九号 平成二〇年 三月二一日条例第一五号

(設置)

第一条 市民の健康づくり事業の円滑かつ効率的な推進を図るとともに、本市の健やかまちづくりを基本理念とする健康増進計画（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく施策及び事業の推進に当たり、効果的な運用を期するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定により佐倉市健やかまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- 一 健康増進計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- 二 健康増進計画に関する事業の進行管理及び評価に関すること。
- 三 その他市民の健康増進に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、十三人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 医師 三人以内
- 二 歯科医師 一人
- 三 保健所の職員 一人
- 四 学識経験者 二人以内
- 五 健康づくりの活動を実践する市民団体の代表者 一人
- 六 市民 五人以内

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任は、一回とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第五条 委員会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置及び所掌事項)

第七条 委員会は、所掌事項の調整等を行うため、委員会に次の各号に掲げる専門部会を置くものとし、その所掌事項は、当該各号に定めるとおりとする。

一 予防接種部会 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に規定する予防接種に関する事業の進行管理及び調査研究

二 母子保健推進部会 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)に規定する母子保健に関する事業の進行管理及び調査研究

三 歯科保健推進部会 歯科保健に関する事業の進行管理及び調査研究

四 成人保健推進部会 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に規定する特定健康診査及び特定保健指導並びに健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき市が実施する健康増進事業の進行管理及び調査研究

五 市民活動部会 健康づくりの活動を実践する市民団体等の当事者参画による健康づくりに関する事業の進行管理及び調査研究

(専門部会の組織)

第八条 専門部会は、別表に定める人数以内の部会委員をもって組織し、部会委員は、委員会の委員である医師、歯科医師及び健康づくりの活動を実践する市民団体の代表者のほか、同表に定める者のうちから市長が委嘱する。

(部会委員の任期)

第九条 部会委員の任期は、二年とし、再任は、一回とする。

2 部会委員が欠けた場合の補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、部会委員を辞したものとみなす。

(部会長及び副部会長)

第十条 専門部会に部会長を置き、部会委員のうち委員会の委員を兼ねる者をもって充てる。

2 専門部会に副部会長一人を置き、部会委員の互選により定める。

(専門部会の会議)

第十一条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 専門部会は、部会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十二条 委員会及び専門部会の庶務は、健康増進主管課において処理する。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(佐倉市母子保健連絡協議会条例の廃止)

2 佐倉市母子保健連絡協議会条例(平成九年佐倉市条例第十四号)は、廃止する。

附 則(平成一九年三月一六日条例第九号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年三月二一日条例第一五号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

別表

名称	部会委員	人数
予防接種部会	予防接種承諾医師	五人以内
母子保健推進部会	医師	五人以内
	歯科医師	一人
	保健師又は助産師	一人
	民生委員・児童委員	一人
	食生活改善推進員	一人
	保健所の職員	一人
歯科保健推進部会	歯科医師	五人以内
成人保健推進部会	医師	十人以内
市民活動部会	健康づくりの活動を実践する市民団体の代表者	十人以内

2. 佐倉市健やかまちづくり推進委員会委員名簿

委嘱期間 平成19年2月15日から平成21年2月14日まで

役職	分野	氏名	備考
会 長	医師	石井 英世	
	医師	木村 正久	
	医師	大塚 克好	
副会長	歯科医師	鳩貝 尚志	
	印旛保健所長	中川 晃一郎	平成19年3月31日まで
	印旛保健所長	井上 孝夫	平成19年4月1日より
	学識経験者	島内 憲夫	
	学識経験者	武見 ゆかり	平成20年7月18日まで
	市民団体代表	旦木 みさを	
	市民公募委員	舘岡 ケイ子	
	市民公募委員	鳥海 多満子	
	市民公募委員	鈴木 壽重	
	市民公募委員	高橋 三千男	
	市民公募委員	古屋 喜門	平成20年7月15日まで

専門部会

予防接種部会

役職	分野	氏名	備考
部会長	医師	大塚 克好	
副部会長	医師	天本 安一	
	医師	伊藤 加寿子	
	医師	川村 麻規子	
	医師	都祭 敦	

母子保健推進部会

役職	分野	氏名	備考
部会長	医師	木村 正久	
	医師	長岡 貞雄	
	医師	越部 融	
	医師	山森 眞紀	
	医師	奈良 勇一	
副部会長	歯科医師	伊藤 圭	
	保健師または助産師	杉山 ふく子	
	民生委員・児童委員	清見 啓子	
	食生活改善推進員	今井 勝子	
	保健所の職員	越川 英子	平成 19 年 3 月 31 日まで
	保健所の職員	原田 絹子	平成 19 年 4 月 1 日より

成人保健推進部会

役職	分野	氏名	備考
部会長	医師	石井 英世	
	医師	鹿野 純生	
副部会長	医師	常富 重幸	
	医師	西澤 正彦	
	医師	高橋 具視	
	医師	西平 正之	
	医師	菅谷 義範	
	医師	上野 正純	
	医師	檜山 義明	
	医師	志津 雄一郎	

歯科保健推進部会

役職	分野	氏名	備考
部会長	歯科医師	鳩貝 尚志	
	歯科医師	渡辺 修	
副部会長	歯科医師	望月 敬	
	歯科医師	秤屋 尚生	
	歯科医師	栗原 正彦	

市民活動部会

役職	団体名	氏名	備考
部会長	健康体操普及会	旦木 みさを	
	NPO日本ランナーズ	金 哲彦	
	子育てネットワーク	組田 香織	
	佐倉市PTA連絡協議会	花嶋 勝男	平成20年3月31日まで
	佐倉市PTA連絡協議会	池澤 龍三	平成20年10月14日より
	佐倉市高齢者クラブ連合会	増田 正志	
	佐倉市社会体育指導委員	六崎 美知代	
	佐倉商工会議所・青年部	高橋 信彦	
副部会長	佐倉市青少年育成市民会議	菅田 平昭	
	WHO健康ウォーク佐倉 実行委員会	鈴木 壽重	
	佐倉市食生活改善推進協議会	松浦 美奈子	

(順不同)

3. 見直しの経過

平成 18 年度

開催日 / 時期	内 容	
平成 19 年 2 月 15 日 (木)	第 1 回 健やかまちづくり推進委員会・専門部会合同開催	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・佐倉市健康増進推進計画「健康さくら 2 1」中間見直しについて ・中間見直しのためのアンケート調査について
平成 19 年 2 月 ~ 3 月	市民健康意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康さくら 2 1」中間見直しのための市民健康意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 一般市民調査 (回収数 : 1,116) 妊娠・出産・育児調査 (回収数 : 512) 幼児・小学生調査 (回収数 : 706) 中・高校生調査 (回収数 : 829)

平成 19 年度

開催日 / 時期	内 容	
平成 20 年 2 月 7 日 (木)	第 3 回 健やかまちづくり推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康さくら 2 1」計画期間の 2 年間の延伸について ・計画の見直しを平成 20 年度とすることについて ・市民健康意識調査の概要報告について ・事業進捗状況及び今後の進め方について

平成 20 年度

開催日 / 時期	内 容	
平成 20 年 10 月 7 日 (火)	「健康さくら 2 1」中間見直しの原案まとまる。	
平成 20 年 10 月 14 日 (火)	市民活動部会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市健康増進計画「健康さくら 2 1」中間見直しについて
平成 20 年 10 月 14 日 (火)	歯科保健推進部会	
平成 20 年 10 月 15 日 (水)	予防接種部会	
平成 20 年 10 月 16 日 (木)	母子保健推進部会	
平成 20 年 10 月 16 日 (木)	成人保健推進部会	
平成 20 年 10 月 23 日 (木)	第 4 回 健やかまちづくり推進委員会	
平成 20 年 11 月 13 日 (木)	政策調整会議に付議し、承認される。	
平成 20 年 12 月 2 日 ~ 12 月 17 日	「健康さくら 2 1」中間見直し素案について、ホームページ等で公表し、パブリックコメントを募集する。	
平成 20 年 12 月 25 日 (木)	「健康さくら 2 1」中間見直し計画の策定 (市長決裁)	

4. 健康さくら21まつりの開催状況

健康さくら21計画の策定に伴い、「健康づくり大会」の名称を「健康さくら21まつり」に改め、年度ごとにテーマを決めて開催した。

年度	開催日/会場	テーマ	主な内容	参加者数
16年度	平成17年2月13日(日) 志津コミュニティセンター	「身体活動・運動」	・健康づくりフォーラム ・相談・測定・展示 ・市民団体による発表・体験・展示	527人
17年度	平成18年2月12日(日) 志津コミュニティセンター	「たばこ」 「生活習慣病」	・禁煙ミニ講座 ・相談・測定・展示 ・市民団体による発表・体験・展示	1,175人
18年度	平成19年2月18日(日) 志津コミュニティセンター	「栄養・食生活」 「歯の健康」	・歯科市民公開講座 ・料理コンクール「丈夫な歯をつくるレシピ」優秀者表彰 ・相談・測定・展示 ・市民団体による発表・体験・展示	480人
19年度	平成20年2月3日(日) 志津コミュニティセンター	「アルコール」 「休養・こころの健康づくり」	・市民公開講座「こころの健康づくり講演会」 ・相談・測定・展示 ・市民団体による発表・体験・展示	460人



5. 健康に関する佐倉市の現状

(1) 人口の状況

人口及び世帯数

年齢3区分別人口の推移

年少人口は年々減少傾向、老年人口は増加傾向にある。平成18年には、年少人口割合は国・県を下回っている、生産年齢人口は国・県を上回っており、老年人口については、県とはほぼ同程度であるが国を大きく下回っている傾向がみられる。

年齢3区分別人口構成割合の推移(市・県:3月末現在、国:10月1日現在) 単位:%

	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
H14	13.6	72.7	13.7
H15	13.4	72.1	14.5
H16	13.2	71.6	15.2
H17	12.9	71.0	16.0
H18市	12.8	70.1	17.1
H18県	13.6	69.0	17.5
H18国	13.6	65.5	20.8

(出典:佐倉市住民基本台帳人口、印旛健康福祉センター事業年報、国民衛生の動向)

世帯数、男女別人口の推移

平成18年3月の佐倉市の世帯数は、66,133世帯、人口は174,984人である。1世帯当たりの人員は、2.6人となっており、平成5年の3.1人から減少している。世帯数・人口ともに、年々増加していたが、人口は平成17年から減少している。

世帯数、男女別人口の推移(各年3月31日)

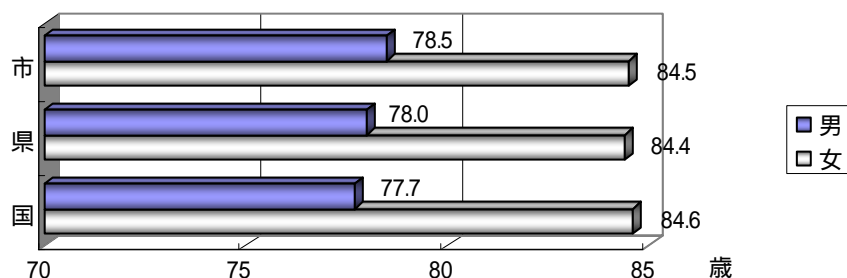
年次	世帯数	人口			対前年人口増 加数
		総数	男	女	
H5	49,684	155,328	77,137	78,191	4,106
H6	51,443	158,725	78,928	79,797	3,397
H7	53,374	162,604	80,895	81,709	3,879
H8	54,990	165,870	82,436	83,434	3,266
H9	56,495	168,849	83,903	84,946	2,979
H10	57,641	170,292	84,529	85,763	1,443
H11	59,244	172,181	85,414	86,767	1,889
H12	60,527	173,548	86,117	87,431	1,367
H13	61,338	174,078	86,420	87,658	530
H14	62,497	174,624	86,603	88,021	546
H15	63,456	175,033	86,787	88,246	409
H16	64,458	175,573	87,030	88,543	540
H17	65,153	175,118	86,669	88,449	-455
H18	66,133	174,984	86,494	88,490	-134

(出典:佐倉市住民基本台帳人口)

平均寿命

佐倉市の平均寿命は、男性78.5歳、女性84.5歳であり、男性は国・県を上回っていて、女性は国・県とほとんど変わらない。

平均寿命(市・県・国)



(出典：2007年 国民衛生の動向)

出生及び死亡の状況

出生率、乳児死亡率、新生児死亡率、死産率、周産期死亡率、婚姻率、離婚率

市における出生率は、人口千対7人台で推移していたが、平成17年には、6人台になっており、県・国を下回っている。また、死産率(自然・人工)は、平成17年には平成15・16年度よりも低くなっており、いずれも県を下回っている。

婚姻率は県・国をやや下回っている状況であるが、離婚率も同様に低い。

出生率、乳児死亡率、新生児死亡率、死産率(総数、自然、人工)、周産期死亡率、婚姻率、離婚率

	年次	出生率 (人口千対)	乳児 死亡率 (出生千対)	新生児 死亡率 (出生千対)	死産率		周産期 死亡率	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)
					自然	人工			
佐倉市	H15	7.5	5.4	3.8	16.1	14.6	6.9	5.1	1.8
	H16	7.6	1.5	0.8	16.2	16.2	3.0	4.8	2.0
	H17	6.8	5.1	5.1	13.3	12.5	11.0	5.0	1.8
千葉県	H17	8.5	2.9	1.5	14.8	13.7	5.0	5.9	2.10
全国	H17	8.4	2.8	1.4	12.3	16.8	4.8	5.7	2.08

(出典：平成17年度 印旛健康福祉センター事業年報)

死因別死亡割合

市・県・国ともに、死因の第1位から4位までは、「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」「肺炎」で同順位となっている。佐倉市におけるこれらの死因による死亡率は、「心疾患」と「脳血管疾患」で県を上回っているものの、その他は国・県の割合を下回っている。

平成17年 死因別死亡割合(市・県・国)

順位	市			県			国		
	死因	総数	率 〔人口 10万 対〕	死因	総数	率 〔人口 10万 対〕	死因	総数	率 〔人口 10万 対〕
1	悪性新生物	378	219.3	悪性新生物	13,516	226.1	悪性新生物	325,885	258.2
2	心疾患	216	125.3	心疾患	7,395	123.7	心疾患	173,026	137.1
3	脳血管疾患	156	90.5	脳血管疾患	5,370	89.8	脳血管疾患	132,799	105.2
4	肺炎	121	70.2	肺炎	4,268	71.4	肺炎	107,210	84.9
5	自殺	42	24.4	不慮の事故	1,547	25.9	不慮の事故	39,787	31.5
6	その他の呼吸器系の疾患	40	23.2	自殺	1,316	22.0	自殺	30,539	24.2
7	不慮の事故	38	22.0	老衰	1,133	18.9	老衰	26,336	20.9
8	腎不全	24	13.9	腎不全	734	12.3	腎不全	20,510	16.3
9	老衰	18	10.4	糖尿病	631	10.6	肝疾患	16,409	13.0
10	糖尿病	18	10.4	肝疾患	602	10.1	慢性閉塞性肺疾患	14,415	11.4

(出典：平成17年度 印旛健康福祉センター事業年報)

三大死因の年齢調整死亡率

佐倉市の年齢調整死亡率をみると、脳血管疾患については、男女ともに管内の年齢調整死亡率を上回っている。また、男性では肺がんが、女性では胃がん、心疾患が管内を上回っている。

女性のがんについては、乳がん、子宮がんともに管内を下回っている。

平成17年 脳血管疾患、がん、心疾患の年齢調整死亡率(市・管内)

	脳血管疾患			胃がん			肺がん			大腸がん			乳がん	子宮がん	心疾患		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	女	女	計	男	女
市	49.9	65.5	37.9	21.5	27.5	17.2	23.6	38.4	12.5	15.4	20.6	11.7	8.1	3.1	70.2	87.1	53.5
管内	47.3	62.7	36.0	20.5	30.5	12.9	23.9	37.8	13.1	17.4	22.1	13.4	10.2	3.3	68.6	88.1	51.9

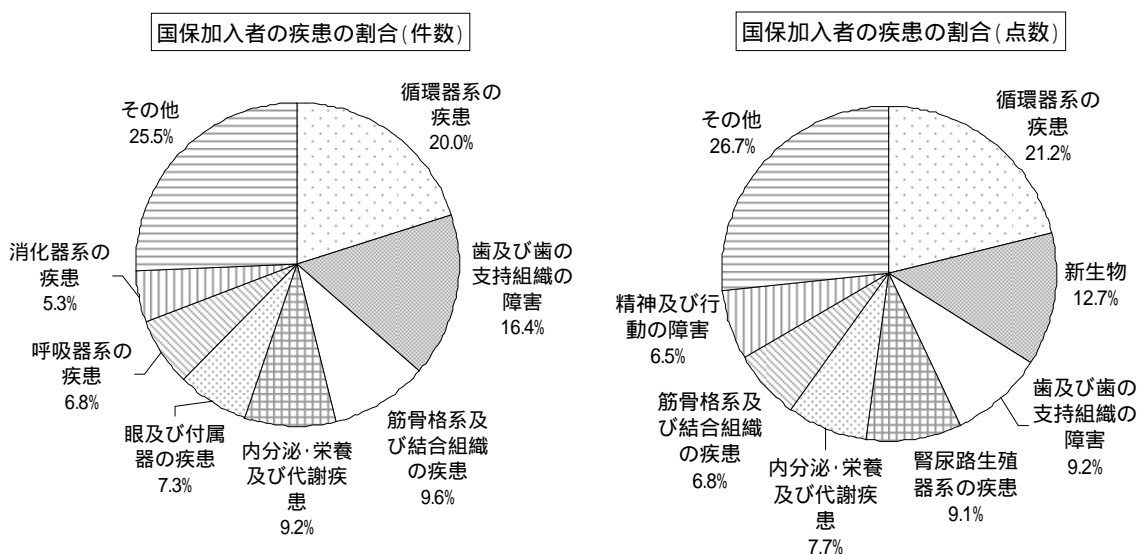
(出典：印旛健康福祉センター資料)

(2) 市民の健康を取り巻く状況

国民健康保険加入者の疾病の状況

国民健康保険加入者の疾病別件数・点数割合

件数をみると、最も多いのが「循環器系の疾患」であり、次いで「歯及び歯の支持組織の障害」、その他、「筋骨格系及び結合組織の疾患」「内分泌・栄養及び代謝疾患」「眼及び付属器の疾患」「呼吸器系の疾患」等が、それぞれ 10～7%を占めている。点数をみると、「循環器系の疾患」「歯及び歯の支持組織の障害」が件数同様上位に位置するが、第2位には、件数は少ないが1件あたりの点数が高い「新生物」が約1割みられる。



(出典：佐倉市健康保険課資料(平成18年度))

老人医療費の推移

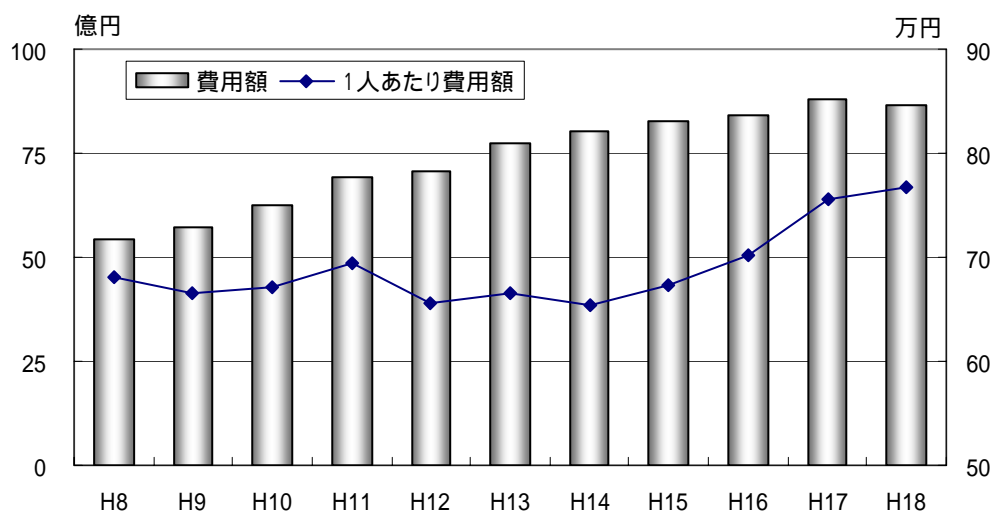
平成18年度の老人医療給付の状況を見ると、総費用額は86億円超であり、1件当たり費用額は26,719円、1人当たり費用額は767,074円となっている。

年次推移をみると、総費用額は年々増加傾向にあり、また、1人当たり費用額も年々増加している。

老人医療の給付の状況(3月～2月診療ベース)

年度	年間平均 老健対象者数	件数	総費用額	1件当たり費用額	1人当たり費用額
H18	11,309人	324,669件	8,674,840,539円	26,719円	767,074円

老人医療の給付の状況(各年3月～2月診療ベース)

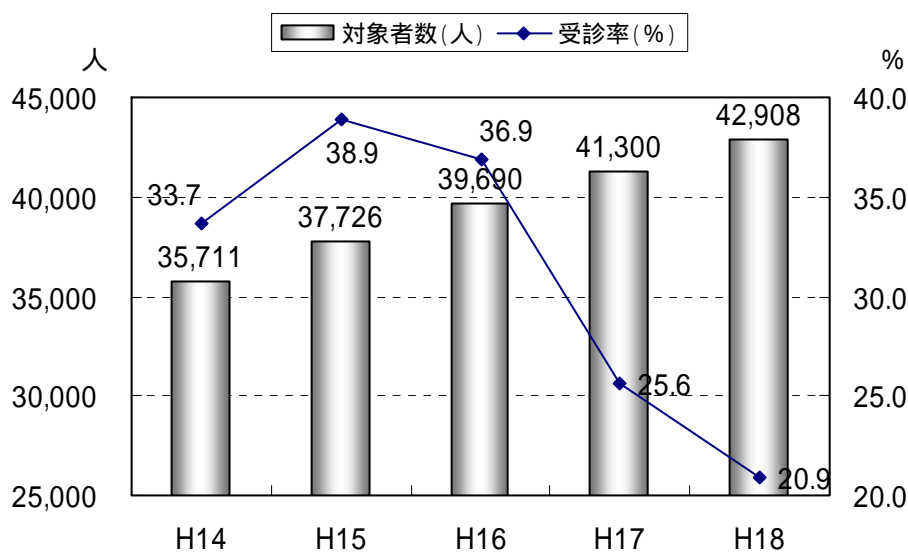


(出典:「佐倉市の国民健康保険」平成19年度版)

健(検)診の状況

基本健康診査の状況

市が実施する基本健康診査の対象者数は、男女ともに年々増加傾向にあり、平成17年度には、40,000人を超え、平成18年度は42,908人であった。受診率は、平成16年度には36.9%だったが、平成17年度以降は、受診者の取り扱い変更や集団検診の一部自己負担額導入などにより減少傾向にある。



(出典:平成18年度 佐倉市保健事業のまとめ)

がん検診の状況

がん検診も基本健康診査と同様、平成 18 年度からの集団検診の一部自己負担額導入により、受診率が減少した。

子宮がん検診については、「がん検診指針」に基づき、対象年齢を 30 歳以上から 20 歳以上に引き下げ、受診間隔を 2 年に 1 回としたため、受診者数の大幅な減少がみられた。

平成 18 年度 胃がん検診（一次検診結果）

	対象者	実施数	実施率	要精検者	精検実施数	がん発見数
集団検診	42,908 人	4,923 人	11.5%	182 人	172 人	0 人
個別検診		3,622 人	8.4%	246 人	198 人	7 人
合計		8,545 人	19.9%	428 人	370 人	7 人
備考：平成 17 年度		9,642 人	23.3%	(1,097 人の減少 3.4ポイントの減少)		

平成 18 年度 子宮がん検診（一次検診結果）

	対象者	実施数	実施率	要精検者	精検実施数	がん発見数
集団検診	13,968 人	1,330 人	9.5%	13 人	13 人	1 人
個別検診		1,476 人	10.6%	15 人	9 人	0 人
合計		2,806 人	20.1%	28 人	22 人	1 人
備考：平成 17 年度		6,575 人	26.4%	(3,769 人の減少 6.3ポイントの減少)		

平成 18 年度 乳がん検診（一次検診結果）

対象者	実施数		実施率	要精検者	精検実施数	がん発見数
25,733 人	超音波個別一次	1,590 人	12.8%	49 人	41 人	3 人
	超音波集団一次	259 人		17 人	15 人	1 人
	マモグラフィー集団一次	1,438 人		137 人	127 人	6 人
	合計	3,287 人		203 人	183 人	10 人
備考：平成 17 年度		4,110 人	16.5%	(823 人の減少 3.7ポイントの減少)		

平成 18 年度 肺がん検診（一次検診結果）

	対象者	実施数	実施率	要精検者	精検実施数	がん発見数
集団検診	42,908 人	7,671 人	17.9%	143 人	119 人	2 人
個別検診		2,839 人	6.6%	50 人	25 人	1 人
合計		10,510 人	24.5%	193 人	144 人	3 人
備考：平成 17 年度		12,146 人	29.4%	(1,636 人の減少 4.9ポイントの減少)		

平成 18 年度 大腸がん検診（一次検診結果）

	対象者	実施数	実施率	要精検者	精検実施数	がん発見数
集団検診	42,908 人	5,252 人	12.2%	275 人	230 人	12 人
個別検診		3,410 人	7.9%	234 人	187 人	13 人
合計		8,662 人	20.2%	509 人	417 人	25 人
備考：平成 17 年度		9,462 人	22.9%	(800 人の減少 2.7ポイントの減少)		

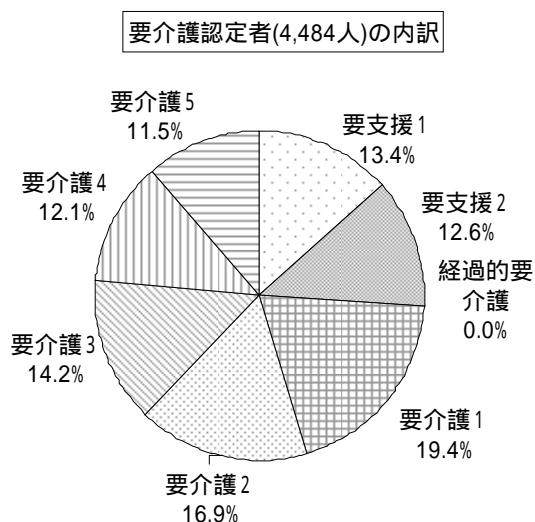
(出典：平成 18 年度 佐倉市保健事業のまとめ)

要介護者の状況

要介護認定者数

平成19年3月現在の要介護認定者数は、第1号被保険者・第2号被保険者を合わせて4,484人となっており、うちもっとも多いのが、「要介護1」(19.4%)で、「要支援」と合わせると全体の約半数を占める。

一方で、「要介護4」「要介護5」の割合は、合わせると全体の約1/4を占める。



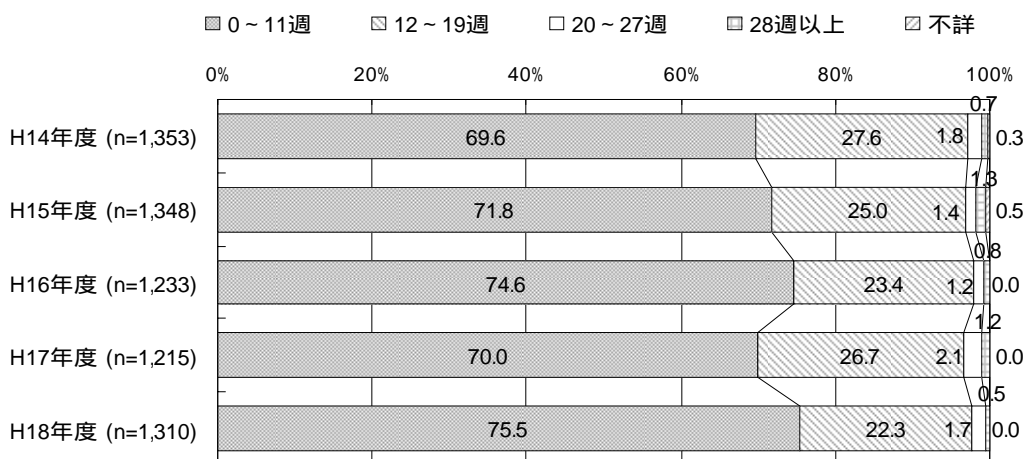
(出典：佐倉市介護保険課資料(平成19年3月現在))

妊娠・出産・育児の状況

妊娠届出状況

妊娠11週以内に届出をする割合は、年々増加し、平成15年度以降では70%台で推移している。

妊娠届出状況



(出典：平成18年度 佐倉市保健事業のまとめ)

マタニティクラスの参加状況

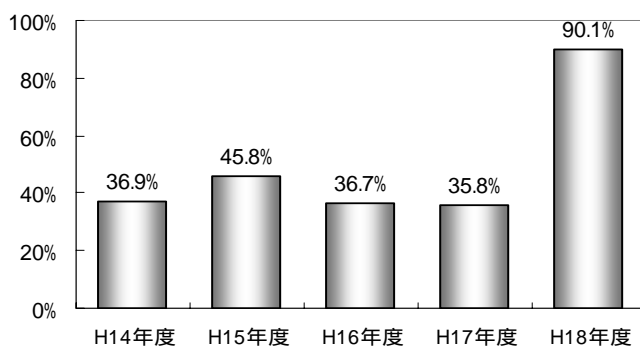
平成 18 年度マタニティクラスの受講率は 27.2%であり、今後、よりいっそう多くの対象者に、参加を促していくことが課題となっている。

平成 18 年度からマタニティクラスの日曜開催を開始したので、夫の参加率は 90.1%に上がった。

平成 18 年度マタニティクラス地区別参加状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象数(人)	101	94	258	99	8	5	27	592
参加実人数(人)	36	20	70	27	1	1	6	161
参加延人数(人)	85	47	162	64	2	2	12	374
参加率(%)	35.6	21.3	27.1	27.3	12.5	20.0	22.2	27.2

平成 18 年度 夫のマタニティクラス参加状況



(出典：平成 18 年度 佐倉市保健事業のまとめ)

(3) 市民の意識

情報について

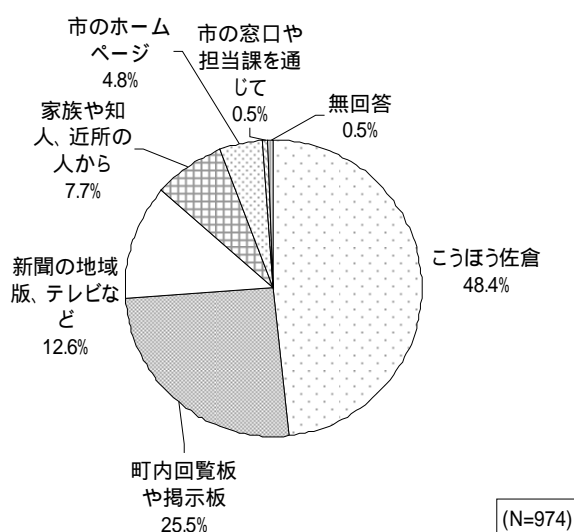
(以下出典：「平成18年度 佐倉市 市民意識調査」)

利用している媒体と知りたい市の情報

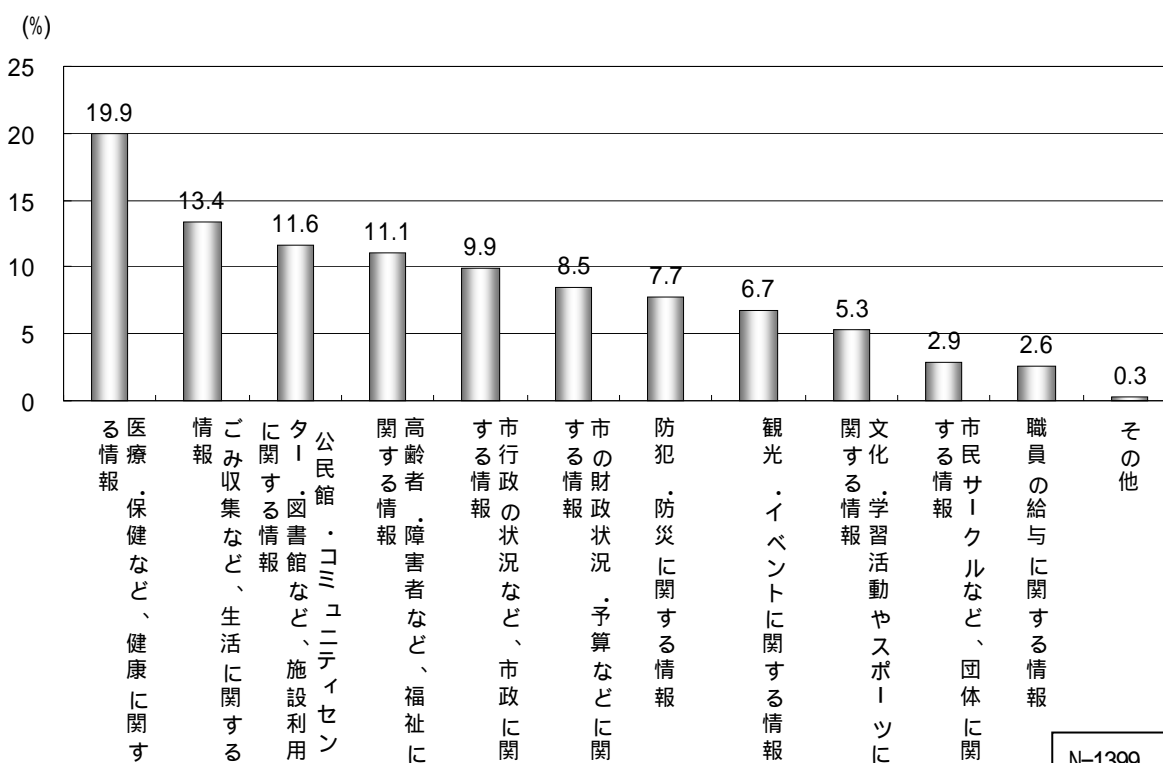
市民の方々にとって市行政に関する情報の入手は、「こうほう佐倉」が48.4%と半数近くを占め、続いて「町内回覧板や掲示板上」25.5%、「新聞の地域版、テレビなど」12.6%となっている。

知りたい市の情報としては、「医療・保健など、健康に関する情報」が19.9%となり、次に「ごみ収集など、生活に関する情報」が13.4%となっている。

利用している媒体



知りたい市の情報



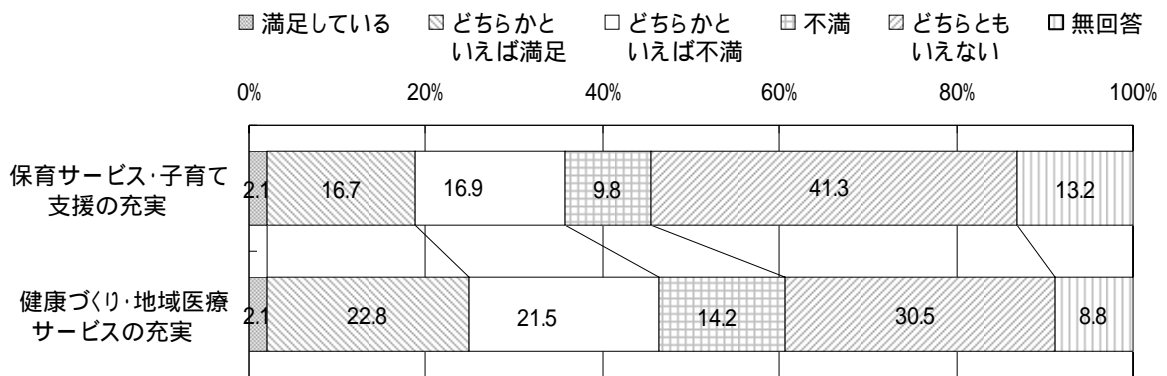
活動への参画

住みごこち（居住地域における満足度）

「健康さくら21」に密接に関わる2つの項目に関する市民の満足度をみると、「保育サービス・子育て支援の充実」については、「満足している」・「どちらかといえば満足」は18.8%となる一方で、「不満」・「どちらかといえば不満」が26.7%となっている。また、「どちらともいえない」が41.3%と最も多い。

「健康づくり・地域医療サービスの充実」については、「満足している」・「どちらかといえば満足」は24.9%となる一方で、「不満」・「どちらかといえば不満」は35.7%となっている。また、「どちらともいえない」は30.5%となっている。

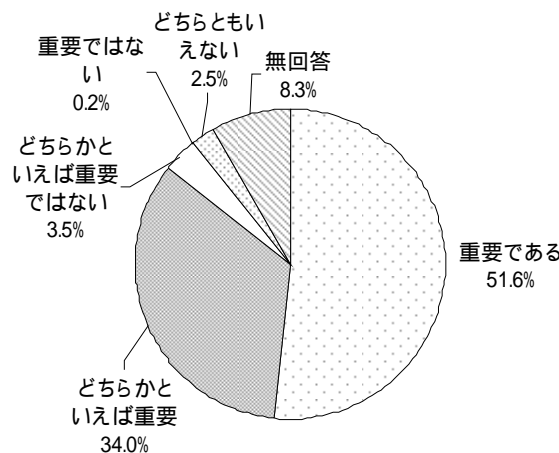
居住地域における満足度



(出典：平成18年度 佐倉市 市民意識調査(N=521))

高齢社会における市の事業の重要度（健康維持のための保健施策（各種検診など）の拡充）

健康維持のための保健施策（各種検診など）の拡充は「重要である」が51.6%と半数以上を占め、「どちらかといえば重要」34.0%を加えれば、全体の8割以上となっている。



(N=521)

6. 主な関係課・機関

		【第2章】 健康寿命の延伸への取り組み						【第3章】 健やかな親子づくりの取り組み			
		栄養・ 食生活	身体 活動・ 運動	休養・ こころ の健康 づくり	たばこ	アルコ ール	歯の 健康	生活 習慣病	妊娠・ 出産・ 産後	健康 管理	育児
市民部	自治人権推進課										
	健康保険課										
	交通防災課										
福祉部	社会福祉課										
	高齢者福祉課										
	障害福祉課										
健康こども部	子育て支援課										
	児童青少年課										
	生涯スポーツ課										
	健康増進課										
経済環境部	農政課										
	商工観光課										
	環境保全課										
土木部	道路管理課										
	道路建設課										
都市部	都市計画課										
	公園緑地課										
教育委員会	学務課										
	指導課										
	社会教育課										
社会福祉協議会											